

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 野庭苑

当施設は介護保険の指定を受けています
(神奈川県指定 第 1473100079号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい
ことを説明いたします。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ひまわり福祉会
(2) 法人所在地 横浜市港南区野庭町 2187 番地 1
TEL 045-849-1611
FAX 045-849-1613
(3) 代表者氏名 理事長 津久井 通
(4) 設立年月日 昭和 62 年 3 月 13 日

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 老人福祉法第 20 条の5に定める特別養護老人ホーム(介護保険法第 86 条に基づき指定された介護老人福祉施設)
(平成 12 年 1 月 11 日高保第 1-296 号指定)
(2) 施設の目的 特別養護老人ホーム入所申込受付センターの入所申込要件を満たした、原則、要介護度 3 から 5 の認定を受けた方で自宅での介護を受けることのできない高齢者の方に入所していただき、日常生活に必要なサービスを行うことを目的とした施設です。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 野庭苑
(4) 所在地 横浜市港南区日野南 5 丁目 5 6 番 2 号
TEL 045-892-8881
FAX 045-895-0050
(5) 施設長氏名 大浦 達朗
(6) 開設年月日 昭和 62 年 5 月 1 日
(7) 定 員 本入所 96 名

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では次のような居室・設備をご用意しています。

入所される居室は 1 人部屋、2 人部屋及び 4 人部屋となりますが、ご利用いただくお部屋につきましては、ご利用者の状況により、施設側で指定させていただきます。

なお、入所された後のご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆ 居室等の概要

居室・設備等の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	従来型個室
2人部屋	12室	多床室
4人部屋	18室	多床室
合計	34室	
食堂	3室	
機能訓練室	3室	
浴室	2室	個人浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	
教養娯楽室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更

- ・ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。
- ・また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります
- ・その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※ 主な職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤換算	指定基準
1 施設長（管理者）	1.0名	1.0名
2 介護職員	29.0名	28.4名
3 生活相談員	2.8名	1.0名
4 看護職員（通所介護看護職兼務）	5.6名	5.0名
5 機能訓練指導員	1.0名	1.0名
6 介護支援専門員	1.0名	1.0名
7 医師	0.3名	必要数
8 管理栄養士	1.0名	1.0名

- ・職員の配置については、指定基準を遵守しています。
- ・常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週37.5時間）で除した数です。

※ 主な職員の勤務体制

職 種	勤務時間
1 医師	月曜日 午後 水曜日 午前
2 介護職員	A勤務 7:00 ~ 15:30 B勤務 8:00 ~ 17:00 C勤務 9:00 ~ 18:00 D勤務 10:00 ~ 19:00 夜勤 17:00 ~翌日 10:00 (16:30~翌日 9:30)
3 看護職員	B勤務 9:00 ~ 17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食 事

- ・当施設では、管理栄養士が作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間

朝食 7：30～ 昼食 11：15～（2部 11：30～）

夕食：17：00～（2部 17：15～）

③ 栄養ケア、経管栄養から経口栄養への移行、療養食

- ・ご利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じた多職種協働による栄養ケア・マネジメントを実施します。
- ・医師の指示に基づく、経管栄養から経口栄養への移行食及び療養食を提供します。

④ 入 浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

⑤ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する訓練を実施します。

⑦ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑧ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑨ 看取り介護

- ・ご利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保を図ります。
- ・医師が終末期にあると判断したご利用者について、ご利用者又はご家族等の同意を得ながら、医師、生活相談員、看護師、介護職員、管理栄養士及びケアマネージャー等が協働して看取り介護を行います。

(2) サービス利用料金（30日あたり）（契約書第6条参照）

別紙1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事及び居住に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

（サービスの利用料金は、ご利用者の心身状況や要介護度に応じて異なります）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

- ☆ 居住と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、別紙1のとおりです。(契約書第20条、第23条参照)
- ☆ 食費及び居住費に関しては、原則、自己負担となりますが、低所得者や収入や資産に応じ介護保険負担限度額認定証が有る場合、一部又は全額を補足給付することで負担の軽減を図る制度があります。

<加算料金>

☆日常生活継続支援加算

居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の方や認知症である方等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。

☆看護体制加算

看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

☆夜勤職員配置加算

夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

☆個別機能訓練加算

他職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

☆精神科医師定期的療養指導加算

認知症である利用者が全利用者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に算定します。

☆初期加算

当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。
また、30日を超える病院等への入院後に戻られた際も同様に算定します。

☆経口移行加算

医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている利用者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援を行った場合に算定します。

☆経口維持加算（Ⅰ）

現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。

☆療養食加算

疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合に算定します

☆配置医師緊急時対応加算

当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して利用者に対して診察を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

☆看取り介護加算

看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えらるよう支援した場合に算定します。

☆褥瘡マネジメント加算

利用者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、他職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施している場合に算定します。（1回／月）

☆介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

☆地域区分単価（横浜市：2級地 10.72円）を含んでいます。

(3) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

食費及び居住費に関しては、行政から発行される介護保険負担限度額認定証が無い場合、原則、自己負担となります。

以下のサービスは、利用料金の全額が、ご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 特別な食事及び行事食（アルコール類を含みます）

ご契約者のご希望又は身体状況により、特別な食事を提供した場合には、要した費用の実費をいただきます。料金は以下の通りです。

項目	回数	費用
行事食 誕生会	1回/月	実費
新年祝い膳	1回/年	実費
秋祭り	1回/年	実費
敬老祝賀式	1回/年	実費
各種イベント食	都度	実費
寿司バイキング	都度	実費
おやつバイキング	1回/月	実費

※食材の状況により、変動する場合があります。

② 理美容サービス

月2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）や、ご希望時には、外部の美容院等をご利用いただけます。利用料金は、実費をいただきます。

③ 立替事務手数料：「日常生活費等立替金に関する要領」に定めている日常生活等の費用は、施設で一時的に立替することで、ご契約者の利便性やご利用者が安心して生活いただけるよう、日常生活等の費用を金融機関口座から自動引落としが可能です。このサービスの利用を希望されるご契約者は「日常生活費等立替金利用申込書」にてお申込みください。

○立替事務費手数料として月額 1000 円をご負担いただき、施設利用料金に加えて金融機関口座から自動引落としさせていただきます。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○主なレクリエーション・行事予定

1月	新年祝賀式・獅子舞	7月	七夕
2月	節分・豆まき	8月	夏イベント
3月	ひな祭り	9月	敬老祝賀式、秋祭り
4月	感染対策にて外出行事自粛中	10月	感染対策にて外出行事自粛中
5月	感染対策にて外出行事自粛中	11月	バイキング
6月	感染対策にて外出行事自粛中	12月	クリスマス会・年忘れ会

○クラブ活動

手芸クラブ、書道クラブ、平太鼓クラブ

※レクリエーション、クラブ活動の利用代金：材料代等の実費をいただきます。

- ⑤ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。ただし、他の利用者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りする場合があります。 利用代金：1枚につき20円
- ⑥ 日常生活上必要となる諸費用の実費
歯磨き粉、歯ブラシ等、義歯洗浄剤、ペーパータオル、ティッシュ類、ヘアブラシ、整髪料を個別提供する場合は、実費を頂きます。上記の日用品をセットで提供希望する場合は、1日につき100円をご負担いただきます。但し、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
- ⑦ 退所の際の遺留品処分代金は、実費をご負担頂きます。
- ⑧ 契約書第21条に定める所定の料金
ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として契約者は1日につき、(介護保険サービス+居住費+実費に係わる費用等相当)を支払うものとします。
☆経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、原則、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。
- (4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条、7条参照）
前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに金融機関からの自動引落としによりお支払い頂きます。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
引落としが不可能な場合は、現金を持参して頂くか、下記の口座に振込みをお願い致します。振込名は、「ご利用者様名義」とし、振込手数料は、自己負担でお願い致します。

金融機関	横浜信用金庫 上永谷支店
口座番号	普通預金 030898
口座名	特別養護老人ホーム 野庭苑

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

- 協力医療機関
- ・ 横浜博萌会 西横浜国際総合病院
 - ・ 済生会 横浜市南部病院 ・ 健生会 朝倉病院
 - ・ 仁明会 秋山脳神経外科 ・ 内科病院
 - ・ 横浜栄共済病院 ・ 成仁会 長田病院
 - ・ コンパス内科歯科クリニック藤沢湘南台
 - ・ やまさわゆめクリニック

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約有効期間は契約書第 1 条で定めるとおりですが、以下のような事由が生じた場合は契約書第 15 条により当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- (1) ご契約者が亡くなられた場合
- (2) 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援、要介護 1 又は 2 であって特例入所の要件に該当しない場合（要介護 1～2 の場合：平成 27 年 3 月 31 日までに入所したご契約者は除く）
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損又は建替等により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 当施設が介護保険の指定を取消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 契約書第 16 条から第 18 条に基づき契約が解約又は解除された場合
- (7) ご契約者からの退所の申し出の場合（中途解約。契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約、解除し、施設を退所す

ることができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金変更に同意できない場合
 - ② ご契約者が入院された場合
 - ③ 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ④ 事業者又はサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑤ 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (8) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約書第 18 条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。
- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
 - ③ ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為又はハラスメントを行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
 - ⑥ ご契約者が正当な理由なく2週間以上居室を利用しない場合
- (9) 円滑な退所のための援助(契約書第 19 条参照)
ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。
- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - ② 居宅介護支援事業者の紹介
 - ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7 契約者が病院等に入院された場合について（契約書第 20 条参照）

当施設に入所中に、医療機関へ入院された場合は、この期間の居住費をいただきます。なお、入院6日以内に限っては、介護保険で定められた自己負担額に加え居住費をいただきます。

- ① 病院受診時の付添については、医療的判断及び同意が必要なため原則ご家族の協力をお願いします。
- ② 退院時に医療依存度が高い場合は、医療体制上、帰施設が出来ない場合もあります。状態の変化や医師による治療の相談等あった場合は、随時ご連絡をお願いします。
- ③ 6日間以内の外泊、短期入院の場合
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院(外泊)期間中であっても、所定の利用料金に居住費を加えた額をご負担いただきます。
☆但し、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意頂いた場合、所定の利用料金をご負担は、必要はありません。
- ④ 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- ⑤ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。3ヶ月を超える入院の為退所となった後に、医学的に退所前の状況と変わらないと認められ、入院加療の必要がなくなり、再入所の希望があった場合、退所後、2年以内であれば優先的に入所して頂くことが出来ます。
- ⑥ 長期入院が見込まれる場合
退院後の受け入れを円滑に行う為、入院先より情報提供があった時や面会時に気付いた点など随時連絡を入れるようにして下さい。又、最低1ヶ月に1度は、連絡を入れるようにして下さい。

8 残置物引取人（契約書第 22 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を

定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人を定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能ですが、その場合の残置物の処置については施設の判断で行います。

9 事故発生時の対応について

- (1) 施設は、ご入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご契約者、横浜市等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を、保険者等に提出する事故報告書とは別に施設内の内部文書として記録し、保存します。ご入所者又はご契約者の要望があれば、施設は同記録を当該ご入所者又はご契約者に対し開示します。
- (3) 事業者は、サービスの提供によりその損害を賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10 個人情報の取り扱いについて（契約書第9条参照）

(1) 個人情報の利用目的

ご契約者、ご家族から収集した個人情報は、以下の場合に限り利用し、この目的外に利用することはありません。

- ① 施設に入所し、入所後の生活を維持するため。
- ② 施設への利用申し込み及び施設を利用するため。

(2) 個人情報の提供・開示

ご契約者、ご家族から収集した個人情報は、以下の場合のみ第三者に提供または開示いたします。

- ① 文書によりご契約者、ご家族の同意があった場合。
- ② 医療上の必要により医療機関からの求めがあった場合。
- ③ 退所時において居宅介護支援事業者及び在宅サービス担当者等から求めがあった場合。
- ④ 法令に基づき公的機関から開示を求められた場合。

11 ハラスメントについて

当施設では職員に対してハラスメント研修を年に1回実施しております。

主に以下4点について実施しております。

- ① パワーハラスメント…優越的な関係を背景とした言動があり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為。
- ② セクシャルハラスメント…性的な内容の発言、性的な行動。
- ③ マタニティーハラスメント…女性が職場において妊娠・出産・育児休業を機に嫌がらせを受けたり、雇用において不利益な扱いをされたりする行為。
- ④ カスタマーハラスメント…契約者又はご利用者が、当施設職員又は他利用者等に関して①②③等をされた場合。

内容は「ハラスメント防止対策に関する指針」を参照してください。

1.2 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）施設の相談・苦情窓口

施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

特別養護老人ホーム 野庭苑
横浜市港南区日野南5-56-2
TEL 045 (892) 8881
FAX 045 (895) 0050

- 苦情受付窓口 生活相談員
- 苦情受付責任者 施設長
- 苦情解決責任者 施設長
- 受付時間 毎日 9:00～17:30

また、苦情受け付けボックスを施設内に設置してあります。

（2）第三者委員への連絡

第三者委員に連絡を取りたい場合は、施設内に掲示しております「苦情解決の仕組み」でご確認をお願いします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

港南福祉保健センター 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 所在地 〒233-0003 横浜市港南区港南4丁目2番10号 TEL:045(847)8415 FAX:045(845)9809 受付時間 月曜日～金曜日(除く祝日・年末年始) 8:45～17:00
横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課 はまふくコール (横浜市介護事業所・高齢者施設等苦情相談コールセンター) 所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL:045(263)8084 FAX:045(641)6408 受付時間 月曜日～金曜日(除く祝日・年末年始) 9:00～17:00
横浜市福祉調整委員会 所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 TEL:045(671)4045 FAX:045(681)5457 受付時間 月曜日～金曜日(除く祝日・年末年始) 8:45～17:15
かながわ福祉サービス運営適正化委員会 所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階 TEL:045(317)2200 FAX:045(322)3559 受付時間 月曜日～金曜日(除く祝日・年末年始) 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課 介護苦情相談係 所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1号 TEL:045(329)3447 受付時間 月曜日～金曜日(除く祝日・年末年始) 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 野庭苑

説明者

職 名 生活相談員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定
介護福祉施設サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙1

＜サービス利用料金＞

1. 要介護度とサービス利用料金	要介護1 8,347円	要介護2 9,202円	要介護3 10,094円	要介護4 10,950円	要介護5 11,793円
2. うち、介護保険から給付される額	7,512円	8,281円	9,084円	9,855円	10,613円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	835円	921円	1,010円	1,095円	1,180円
4. 居室に係る自己負担額	1,180円				
5 食事に係る自己負担額	1,758円				
6 自己負担額合計（3+4+5）	3,773円	3,859円	3,948円	4,033円	4,118円

☆標準的（1割負担）な1日分の金額（概算）を記載してあります。
不明の点は職員にお尋ね下さい。

＜ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合＞

①サービス利用料金

1. サービス利用料金（例 介護度5）	11,793円
2. うち、介護保険から給付される金額	10,613円
3. 自己負担額（1－2）	1,180円

②居室料利用料金

	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
1. 居室利用料金	1,180円	1,180円	1,180円	1,180円
2. 介護保険からの給付額	430円	0円	0円	0円
3. 施設の負担額	750円	750円	750円	0円
4. 自己負担額（1－2－3）	0円	430円	430円	1,180円

③合計自己負担額

自己負担額（①＋②）	1,180円	1,610円	1,610円	2,360円
------------	--------	--------	--------	--------